

障害者差別禁止法(仮称)は、

障害がある人もない人も、  
同じ社会で生きる「共生社会」の実現を  
目指すための法律です！

# 障害者の社会参加をすすめるための 機会の平等を目指すもの

障害によって、障害がない人との機会の不均等・不平等をなくし  
誰も排除しない・されないインクルーシブな社会に！

現状：「差別禁止法なし」  
(何が差別なのかよくわからない)

《機会不均等・不平等》

障害のない人達の機会  
(社会参加)

障害者の  
機会

既存の制  
度では排除  
される人

ここが差別

【不均等待遇】

【合理的配慮の不提供】

障害者差別禁止法  
(仮称)

近未来：「差別禁止法あり」  
(何が差別なのかがよくわかる)

《機会均等・平等》

障害のない人達の機会  
(社会参加)

障害者の  
機会

既存の制  
度では排除  
される人

【均等待遇】

【合理的配慮の提供】

# 差別禁止部会意見のポイント

## 差別の定義

行為規範: 共通の物差し(判断基準)

### 不均等待遇

#### ○ 直接差別

障害を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱いがなされる場合。

#### ○ 間接差別

外形的には中立の基準、規則、慣行ではあってもそれが適用されることにより結果的には他者に比較し不利益が生じる場合。

#### ○ 関連差別

障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱いがなされる場合。

### 合理的配慮の不提供

障害者に他の者と平等な、権利の行使又は機会や待遇が確保されるには、その者の必要に応じて現状が変更されたり、調整されたりすることが必要であるにもかかわらず、そのための措置が講じられない場合。

## 罰則によらない問題解決の仕組み

### 求められる機能

#### ① 相談及び調整

自主的な解決が望めない場合に、まずは相談を受けて、理解のある人材が仲に入り、納得を得ながら、関係を調整すること

#### ② 調停、斡旋、仲裁、裁定

専門的な知識、素養、経験を有する専門家を含む中立・公平な機関による調停、斡旋等により、解決を図ること

### 簡易迅速な紛争解決の仕組みと司法判断

- ① 相談及び調整を担える市町村単位の身近な相談機関
- ② 調停等を担える都道府県単位の中立・公平な機関と中央に置かれる機関
- ③ 最終的には、裁判所による司法判断

# 差別禁止法が必要な理由

- 国連の障害者権利条約の批准に不可欠！
- 世界的に、差別禁止法がないのはマイノリティ(先進国では日本だけ)
- 既に2001年、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」から「障害者に関連するあらゆる種類の差別を禁止する法律を制定すること」との「勧告」を受けている。
- 憲法でも障害者基本法でも差別をしてはならないと謳われているが、何が差別に当たるのかが示されていない為、いまま差別は起き続けている。
- 共生社会の実現(差別を糾弾するのが目的ではなく、物差しの共有)

差別を予防するために、何が差別か共通の物差しを示すもの(行為規範)

よくある誤解

この法律は、差別した人を非難し、制裁を加えるもの？

...

NO! NO!

差別を起こさせないために行為規範をつくるもの。

だから

これが必要!

共通の物差し  
&  
ガイドライン